

質問書に対する回答2

件名) 東関東自動車道 宮野木高架橋塗替塗装工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	図面38/55 交通規制工 交通規制図(9) 中央分離帯規制 I×1×0×1・A1	木野子橋の中央分離帯規制回数が2回となっています。 足場の組立・解体だけでも2回より増えると考えられますが、こちらは協議対象と考えてよろしいですか。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
2	図面39/55 交通規制工 交通規制図(10) 中央分離帯規制 I×1×0×1・A1	三塚橋の中央分離帯規制回数が2回となっています。 足場の組立・解体だけでも2回より増えると考えられますが、こちらは協議対象と考えてよろしいですか。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
3	図面40/55 交通規制工 交通規制図(11) 中央分離帯規制 I×1×0×1・A3 (夜)	宮野木高架橋の中央分離帯規制回数が2回となっています。 足場の組立・解体だけでも2回より増えると考えられますが、こちらは協議対象と考えてよろしいですか。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
4	篠崎Aランプ橋 篠崎Bランプ橋	現場の橋下ヤードの下が自転車集積所、運搬車両駐車場となっています。 協議に時間が掛かった場合には工期延伸の理由になると考えてよろしいですか。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
5	篠崎Aランプ橋 篠崎Bランプ橋	現場の橋下ヤードの下が自転車集積所、運搬車両駐車場となっています。 ヤードが使用できない場合、足場工における国道14号の車線減少規制回数が増えると考えられますが、協議対象と考えてよろしいですか。	監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。

6	図面41/55 宮野木高架橋 図面42/55 三塚橋	固定規制を実施して入場する箇所は車両をバックさせて入場させる方法で問題ないでしょうか。	ラバーコーンの箇所に出入口を設置することを想定しており、進行方向で規制内に入場できるものと考えております。
7	図面53/55 中長沼橋	断面図を拝見すると、吊足場と桁間が200mmとの記載がありますが、その場合桁下の施工が困難であると考えます。 その場合、高所作業車を用いて作業をする方法へ変更させて頂き、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
8	図面54/55 木野子橋 図面55/55 三塚橋	断面図を拝見すると、吊足場と桁間が500mmとの記載がありますが、その場合桁下の施工が困難であると考えます。 その場合、高所作業車を用いて作業をする方法へ変更させて頂き、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	現場条件等により、監督員が必要と認めた場合については、別途協議事項とお考えください。
9	三塚橋	三塚橋の施工時は固定規制を張り、緑地帯を歩いて施工箇所まで向かうという認識でよろしいでしょうか。	そのとおりお考えください。